

令和 6 年度
磐田市グリーン購入ガイドライン



環境課

目次

1	目的	1
2	グリーン購入とは	1
3	適用範囲	1
4	対象品目及び調達目標	1
5	物品等調達の原則	1
6	グリーン購入のフローチャート	2
7	グリーン購入の実施報告	3
8	対象品目別の判断基準及び配慮事項	3
9	物品の調達方法	3

<別表 グリーン購入対象品目>

1 目的

本ガイドラインは、「磐田市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき磐田市におけるグリーン購入の更なる推進を図るために定めます。

2 グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

また、本ガイドラインは国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した製品の購入・調達における対象品目、判断基準等を定めたものです。各部署で物品等を購入する際には、このガイドラインを必ず確認してください。

3 適用範囲

磐田市環境管理システムにおける全ての部署が行う物品等の購入を適用範囲とします。

4 対象品目及び調達目標

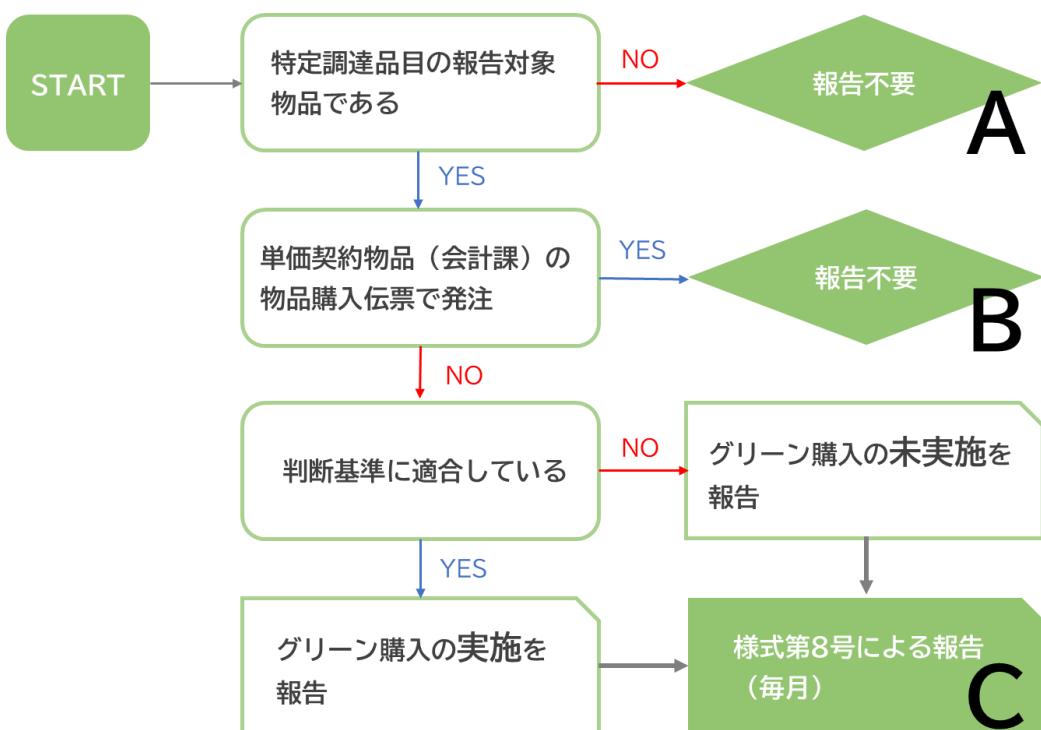
国の基本方針において定められた 22 分類 287 品目の特定調達品目を「グリーン購入対象品目」とし、別表に示します。また、グリーン購入対象品目のうち重点的に推進すべき環境物品とする「報告対象品目」については、実績を把握するとともに購入率 100%を目指します。

5 物品等調達の原則

- (1) グリーン購入対象品目の調達に当たっては、原則として判断基準に適合するものとする。なお、この際に配慮事項についても考慮することが望ましい。ただし、品質や価格等においてやむを得ない場合は、判断基準に適合しない物品等を調達することができる。この場合は、その理由を明らかにするとともに、可能な範囲で環境に配慮した物品等を選択するように努める。

- (2) グリーン購入対象品目でない品目についても、可能な範囲で環境に配慮した物品等を選択するように努める。
- (3) 各部署の物品購入担当者等は、物品納入業者等に対し基本方針及びガイドラインを周知し、グリーン購入の推進における協力の要請に努める。
- (4) 委託事業については、できる限り契約書、仕様書等の中にグリーン購入についての規定を盛り込むこととする。
- (5) 市が編集、発行する冊子やパンフレット等の印刷物については、原則として本方針の「印刷」の判断の基準となっている「古紙リサイクル適性ランク」を記載する。

6 グリーン購入のフローチャート



A : 報告は不要ですが、可能な範囲で環境に配慮した物品の選択に努めてください

B : 会計課が報告します

C : 各部署の環境管理推進員は実績を毎月報告します

